業務説明資料(事業実施委託仕様書)

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務(設計)実施の条件となるものではない。

1 事業名

令和4年度認可外保育施設(居宅訪問型)事業者に対する集団指導に係る講習業務委託

2 目的

認可外保育施設に対する立入調査について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平成 13 年 3 月 29 日)」において、年一回以上行うことを原則としているが、児童福祉法(以下「法」という。)第 6 条の3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設(いわゆるベビーシッター等)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(子発 0430 第 3 号令和 3 年 4 月 30 日)」に基づき「立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者(以下「事業所長」という。)又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年一回以上行うこと」と定められている。

認可外保育施設指導監督基準の遵守を確認(適正な保育内容及び保育環境が確保されているかの確認)し、必要に応じて改善指導を行う、本市の指導監督の一環として、集団指導に係る講習を実施することで、認可外保育施設(居宅訪問型)の保育の質の確保・向上を図ることを目的とする

3 契約期間

契約日より令和5年3月31日まで

4 業務概要

- (1) 川崎市内において「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(子発 0430 第 3 号令和 3 年 4 月 30 日)」及び「認可外の居宅訪問型保育事業者等に対する集団指導の実施について(令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡)」に基づく認可外の居宅訪問型保育事業者に対する集団指導に係る講習の実施
 - ※「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」が改正された場合には、改正 後の内容に従って実施すること。
 - ア 対象者 法第 59 条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務づけられている施設であり、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする川崎市に認可外保育施設設置届を提出している設置者若しくは事業所長。
 - イ 募集人数 330名程度(8月1日現在319人、9法人の事業者)
 - ウ 実施回数 最低3回程度 (合計で330名が受講できることを想定)

11月~2月の間に実施

エ 講習の実施場所

南部・中部・北部で開催(実施回数が4回の場合は中部で2回の開催が望ましい)

(2) 認可外の居宅訪問型保育事業者に対する集団指導に係る講習の実施に係る事務

ア 講習内容の企画及びプログラムの作成

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(子発 0430 第 3 号令和 3 年 4 月 30 日)」及び「認可外の居宅訪問型保育事業者等に対する集団指導の実施について(令 和 3 年 3 月 31 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡)」に基づいた方法及び内容とすること。集団指導に係る講習の開催日時を含む事業全体のスケジュールを作成すること。

ただし、各日のスケジュールについては、指導監督に関すること及び認可外保育施設に係る制度の説明・変更点について、こども未来局保育事業部保育第2課にて講習を行うため、こども未来局保育事業部保育第2課の講習時間を考慮したスケジュール作成すること。

イ 各日のスケジュールについて

1日4~6時間程度の講習(30分程度のこども未来局保育事業部保育第2課の講習を実施するため、各日のスケジュールについては考慮をすること。また、必要に応じて休憩を入れること)

ウ 講師の選定及び連絡調整

講習の内容を踏まえて略歴、資格、実務経験、講習講師履歴等を照らして選任し発 注者の了解を得ること。

エ 会場の確保

新型コロナウイルス感染症を考慮し、余裕をもった収容人数の会場とすること。

オ 集団指導に係る講習開催案内の作成・発送

集団指導に係る講習実施要綱を本市と協議の上作成し、市ホームページに公開できる形式で納品すること。

カ 受講者の募集、申込受付、受講申込者との調整

キ 受講票の作成と受講者への発送

新型コロナウイルス感染症を考慮し、受講票に健康チェック欄(当日の体温、健康 状態)及び注意事項を明記すること。

ク 講習に必要な備品及び教材の準備

講習で使用する教材及び資料については、講習の目的を達成する上で適当なものを 選定し、事前に発注者の了解を得た上で決定し準備すること。なお、教材等の購入や その他の実費相当分は受講者から徴収することができない。教材費等は委託金額に含 めること。

ケ 講習当日の運営

講習会場との連絡調整、講習で使用する機器や教材等の準備・搬送・設置、会場の 設営、受講者の出席受付、司会進行、講師対応等、講習を運営するために必要な業務 全般を行うこと。

コ 受講者名簿の作成、管理、川崎市への提供

受講者名簿、はエクセル形式で作成したデータで納品すること。また受講者と未受講者(欠席者)に分けて管理し、各名簿をデータにて納品すること。欠席者、遅刻者等への対応については川崎市と協議すること。

サ 講習終了後の業務

予め本市と内容について協議したアンケートを作成し講習の終了後、受講者から回収し集計を行い、回答されたアンケートの原本と集計結果を川崎市へ提出すること。 実施状況等について、実績報告書を作成し本市へ提出すること。また、講習にあたり制作した成果品等を提出すること。また、本市における類似の講習で使用することを認めること。

ス その他運営に必要な事項

5 実施方法及び講習内容

(1) 認可外保育施設(居宅訪問型)について、適正で安全な保育内容及び保育環境が確保されるよう居宅訪問型の保育内容・人権知識・リスクマネジメント・救急救命に関する内容とすること。認可外保育施設指導監督基準(令和3年3月22日改正)や保育所保育指針(平成29年3月31日改正)に則すこと。

また、救急救命に関する実習を必ず取り入れること(ただし、オンラインコンテンツ による実施の場合はこの限りではない)。

(2) 全体計画及び業務実施体制表の作成

契約締結後30日以内かつ第1回目の実施日より60日以上前に、実施時期・実施場所を決定し、発注者へ通知すること。また、契約締結後速やかに、全体スケジュール、業務実施体制表の作成及び事業の統括責任者の選任を行い、発注者の了承を得ること。

(3) 講習計画の作成

ア 各日のスケジュールについては、1日4~6時間程度の講習時間とし、講習時間以外で、60分から90分ごとに10分以上の休憩を設け、11時から14時00分の間に1時間のお昼休みを設けること。また、冒頭に30分程度のこども未来局保育事業部保育第2課の講習を実施するため、各日のスケジュールについては考慮をすること。

- イ 講習の内容に関して、略歴、資格、実務経験、講習講師履歴等を照らして適切に選任 し発注者の了解を得ること。なお、決定後の講師への講習依頼、連絡調整等は受託者が 行うこと。
- ウ 講習を実施するにあたってオンラインコンテンツを利用する場合は、こども未来局保 育事業部保育第2課と十分に調整すること。

(4) 講習で使用する教材等の準備

- ア 講習で使用する教材及び資料(以下「教材等」という)については、講習の目的を達成する上で適当なものを選定し、事前に発注者の了解を得た上で、決定し準備すること。 なお、教材等の購入やその他の実費相当分は、受講者から徴収することができない<u>(教</u>材費等は委託金額に含めること)。
- イ 受講者から講習の内容等に関する意見を採るためのアンケートを実施すること。(アンケートの内容は発注者が提示する。)

(5) 講習の運営

- ア 講習を円滑に実施するために、事前に会場及び各講師と連絡調整を行い、各講師への 依頼文の作成や送付及び報償費等の支払い等を行うこと。
- イ 講習で使用する機器や教材等の準備・搬送・設置、会場の設営、受講者の出席受付(ロ 頭で事業者名を聞き取ることにより確認を行うこと)、司会進行、講師対応、アンケート 配布・回収、片付けその他講習を運営するために必要な業務全般を行うこと。
- ウ アンケートは、各回ごとに配布し、その日の講習終了後に受講者から回収し、講習終 了後速やかに集計を行い、回答されたアンケートと集計結果を発注者に提出すること(ア ンケートが紙媒体の場合は、原本を郵送し、集計結果は電子媒体の提出とする。)。
- エ 講習受講者名簿により、受講状況の管理を行うこと。講習終了後、速やかに受講状況をまとめた名簿を発注者に引き渡すこと(電子媒体)

6 個人情報の取扱

受託者は本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、川崎市個人情報保護条例(昭和 60年6月29日川崎市条例第26号)を遵守しなければならない。

本講習事業によって知り得た情報を機密情報として取り扱い、本契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

本講習事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様である。

7 情報セキュリティの確保

受託者は本業務を履行する上で、個人情報を含む発注者の情報資産の取り扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

8 業務遂行上の注意事項

- ・事業の実施に際しては、川崎市の指示に従うこと。
- ・業務の遂行に当たっては、統括責任者を定めること。
- ・事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、川崎市と十分協議すること。

9 その他

本事業の遂行により生じた著作権はすべて川崎市に帰属するものとする。

受託者は本講習事業委託の一部及び全部を第三者に再委託することを禁止する。

この仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者である川崎市と協議すること。